

| No. | 許可業種名        | 業の範囲                                                                                                 | 申請手数料  |
|-----|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 1   | 飲食店営業        | 食品を調理し、又は設備を設けて客に飲食させる営業                                                                             | 16,000 |
| 2   | 調理機能付自動販売機営業 | 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業                                                               | 9,600  |
| 3   | 食肉販売業        | 鳥獣の生肉（骨及び臓器を含む）を販売する営業                                                                               | 9,600  |
| 4   | 魚介類販売業       | 店舗を設け、鮮魚介類（冷凍したものを含む）を販売する営業                                                                         | 9,600  |
| 5   | 魚介類競り売り営業    | 鮮魚介類を魚介類市場において競り売り用による取引の方法で販売する営業                                                                   | 21,000 |
| 6   | 集乳業          | 生乳を集荷し、これを保存する営業                                                                                     | 9,600  |
| 7   | 乳処理業         | 生乳を処理し、若しくは飲用に供される乳の製造（小分けを含む）をする営業                                                                  | 21,000 |
| 8   | 特別牛乳搾取処理業    | 牛乳を搾取し、殺菌しないか、又は低温殺菌の方法によって、特別牛乳に処理する営業                                                              | 21,000 |
| 9   | 食肉処理業        | 食用に供する目的で食鳥処理法及びと畜場法の対象以外の鳥獣をとさつ若しくは解体する営業                                                           | 21,000 |
| 10  | 食品の放射線照射業    | 食品に放射線を照射する営業                                                                                        | 21,000 |
| 11  | 菓子製造業        | 菓子（パン及びあん類を含む）を製造する営業                                                                                | 14,000 |
| 12  | アイスクリーム類製造業  | アイスクリーム、アイスシャーベット、アイスキャンデーその他液体食品等を凍結させた食品を製造する営業                                                    | 14,000 |
| 13  | 乳製品製造業       | 粉乳、練乳、発酵乳、クリーム、バター、チーズ、乳酸菌飲料等の乳を主原料とする食品の製造（小分け（固形物の小分けを除く）を含む）をする営業                                 | 21,000 |
| 14  | 清涼飲料水製造業     | 生乳を使用しない清涼飲料水又は生乳を使用しない乳製品（飲料に限る）の製造（小分けを含む）をする営業                                                    | 21,000 |
| 15  | 食肉製品製造業      | ハム、ソーセージ、ベーコンその他これらに類するものを製造する営業                                                                     | 21,000 |
| 16  | 水産製品製造業      | 魚介類その他の水産動物若しくははその卵を主原料とする食品を製造する営業                                                                  | 16,000 |
| 17  | 氷雪製造業        | 氷を製造する営業                                                                                             | 21,000 |
| 18  | 液卵製造業        | 鶏卵から卵殻を取り除いたものの製造（小分けを含む）をする営業                                                                       | 21,000 |
| 19  | 食用油脂製造業      | 食用油脂を製造する営業                                                                                          | 21,000 |
| 20  | みそ又はしょうゆ製造業  | みそ又はしょうゆを製造する営業                                                                                      | 16,000 |
| 21  | 酒類製造業        | 酒類の製造（小分けを含む）をする営業                                                                                   | 16,000 |
| 22  | 豆腐製造業        | 豆腐を製造する営業                                                                                            | 14,000 |
| 23  | 納豆製造業        | 納豆を製造する営業                                                                                            | 14,000 |
| 24  | 麺類製造業        | 麺類を製造する営業                                                                                            | 14,000 |
| 25  | そうざい製造業      | そうざい又はそうざいに米飯やパン等を組み合わせた食品を製造する営業                                                                    | 21,000 |
| 26  | 複合型そうざい製造業   | そうざい製造業と併せて食肉処理業、菓子製造業、水産製品製造業（魚肉練り製品を製造する営業を除く）、麺類製造業に係る食品を製造する営業<br>※HACCPに基づく衛生管理を行う場合に限る         | 21,000 |
| 27  | 冷凍食品製造業      | そうざい製造業に係る食品を製造し、その製造された食品の冷凍品を製造する営業                                                                | 21,000 |
| 28  | 複合型冷凍食品製造業   | 冷凍食品製造業と併せて食肉処理業、菓子製造業、水産製品製造業（魚肉練り製品を製造する営業を除く）、麺類製造業に係る食品（冷凍品に限る）を製造する営業<br>※HACCPに基づく衛生管理を行う場合に限る | 21,000 |
| 29  | 漬物製造業        | 漬物を製造する営業                                                                                            | 16,000 |
| 30  | 密封包装食品製造業    | 密封包装食品（レトルトパウチ食品、缶詰、瓶詰その他の容器包装に密封された食品）であって、その保存に冷凍又は冷蔵を要しないものを製造する営業                                | 21,000 |
| 31  | 食品の小分け業      | 製造された食品を小分けして容器包装に入れ、又は容器包装で包む営業                                                                     | 9,600  |
| 32  | 添加物製造業       | 添加物を製造（小分けを含む）する営業                                                                                   | 21,000 |